

陸上自衛隊補給処組織規則

陸上自衛隊訓令第7号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、陸上自衛隊補給処組織規則を次のように定める。

平成10年 3月20日

防衛庁長官 久間 章生

陸上自衛隊補給処組織規則

| | | |
|----|-------------------|-------------------|
| 改正 | 平成13年 3月26日隊訓第12号 | 平成14年 3月25日隊訓第35号 |
| | 平成15年 3月26日隊訓第11号 | 平成16年 3月26日隊訓第14号 |
| | 平成17年 8月17日隊訓第24号 | 平成18年 3月24日隊訓第8号 |
| | 平成18年 7月28日隊訓第83号 | 平成19年 1月5日庁訓第1号 |
| | 平成19年8月30日省訓第145号 | 平成20年 3月25日省訓第12号 |
| | 平成21年 3月27日隊訓第13号 | 平成30年 3月2日省訓第6号 |

陸上自衛隊地区補給処組織規則（昭和55年陸上自衛隊訓令第12号）の全部を改正する。

（処長）

第1条 陸上自衛隊関東補給処（以下「関東補給処」という。）の処長は陸将を、陸上自衛隊北海道補給処（以下「北海道補給処」という。）、陸上自衛隊東北補給処（以下「東北補給処」という。）、陸上自衛隊関西補給処（以下「関西補給処」という。）及び陸上自衛隊九州補給処（以下「九州補給処」という。）の処長は陸将補をもって充てる。

（副処長）

第2条 北海道補給処、東北補給処、関東補給処、関西補給処及び九州補給処（以下「補給処」という。）に副処長1人を置く。

（内部組織）

第3条 北海道補給処、東北補給処、関西補給処及び九州補給処に、電計課及び次の5部を置く。

総務部

調達会計部

装備計画部

補給部

整備部

2 関東補給処に、システム技術課及び次の8部を置く。

総務部
調達会計部
装備計画部
火器車両部
誘導武器部
化学部
航空部
通信電子部

(システム技術課)

第4条 システム技術課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 関東補給処における装備品、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、保管、補給及び整備に係る情報処理システム（以下「補給等システム」という。）の運用に関すること。
- (2) 補給等システムの開発の実施及び維持に関すること。

(電計課)

第5条 電計課においては、補給等システムの運用に関する事務をつかさどる。

(総務部の分課)

第6条 北海道補給処及び九州補給処の総務部に、次の7課を置く。

総務課
人事課
警備課
管理課
輸送課
厚生課
衛生課

2 東北補給処の総務部に、次の4課を置く。

総務課
人事課
管理課
輸送課

3 関東補給処の総務部に、次の4課を置く。

総務課
人事課
警備課
輸送課

4 関西補給処の総務部に、次の6課を置く。

総務課
人事課
警備課
管理課

輸送課
衛生課
(総務課)

第7条 北海道補給処及び九州補給処の総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 陸上幕僚長の定める再就職援護業務の実施に関する事。
- (4) 記録及び統計に関する事。
- (5) 安全管理に関する事。
- (6) 出版物に関する事。
- (7) 処務の能率的運営及び業務改善に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、電計課、他の部及び総務部の他の課の所掌に属しない事項に関する事。

2 東北補給処の総務課は、前項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練に関する事。
- (2) 秘密の保全に関する事。
- (3) 福利厚生に関する事。
- (4) 健康管理に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、電計課、他の部及び総務部の他の課の所掌に属しない事項に関する事。

3 関東補給処の総務課は、第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 物品に関する事（システム技術課、他の部及び総務部の他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 給養に関する事。
- (3) 施設の維持及び管理に関する事。
- (4) 防火設備に関する事。
- (5) 役務の調達計画及び管理に関する事（輸送課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 福利厚生に関する事。
- (7) 健康管理に関する事。
- (8) 広報に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、システム技術課、他の部及び総務部の他の課の所掌に属しない事項に関する事。

4 関西補給処の総務課は、第1項第1号から第8号までに掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 福利厚生に関する事。
- (2) 隊員の宿舎に関する事。
- (3) 共済組合に関する事。

(人事課)

第8条 北海道補給処、関西補給処及び九州補給処の人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人事に関すること。
- (2) 退職手当及び災害補償に関すること。
- (3) 防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
- (4) 損失補償及び損害賠償に関すること。

2 東北補給処及び関東補給処の人事課は、前項第1号に掲げる事務をつかさどる。

第9条 人事課に、職員人事管理官1人を置く。

2 職員人事管理官の分掌事務は、処長が定める。

(警備課)

第10条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備及び消防に関すること（関東補給処においては総務課、他の補給処においては管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 教育訓練に関すること。
- (3) 調査に関すること。
- (4) 秘密の保全に関すること。

(管理課)

第11条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品に関すること（他の部及び総務部の他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 給養に関すること。
- (3) 施設の建設（東北補給処を除く。）、維持及び管理に関すること。
- (4) 防火設備に関すること。
- (5) 役務の調達計画及び管理に関すること（輸送課の所掌に属するものを除く。）。

(輸送課)

第12条 輸送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 輸送の計画及び実施に関すること。
- (2) 車両の運用に関すること。
- (3) 輸送に関する役務の調達計画及び管理に関すること。

(厚生課)

第13条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 隊員の宿舎に関すること。
- (3) 共済組合に関すること。

(衛生課)

第14条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理及び防疫に関すること。
- (2) 診療に関すること。
- (3) 衛生器材（医薬品を含む。以下同じ。）に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

(4) 医務室の運営に関する事。

(調達会計部の分課)

第15条 調達会計部に、次の3課を置く。

契約課

原価計算課

会計課

(契約課)

第16条 契約課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 部の庶務に関する事。

(2) 物品及び役務の調達その他の契約に関する事。

(3) 業態調査に関する事。

(原価計算課)

第17条 原価計算課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 予定価格の作成に関する事。

(2) 原価の計算に関する事。

(3) 価格等の調査統計に関する事。

(会計課)

第18条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 経費及び収入の予算及び決算に関する事。

(2) 支払及び収入の事務に関する事。

(3) 旅費に関する事。

(4) 給与に関する事(東北補給処及び関東補給処を除く。)

(5) 債権管理に関する事。

(装備計画部の分課)

第19条 装備計画部(関東補給処の装備計画部を除く。)に、次の9課を置く。

企画課

計画課

武器課

通信電子課

需品課

施設課

弾薬課

化学課

衛生課

2 関東補給処の装備計画部に、次の3課を置く。

企画課

計画課

業務指示課

(企画課)

第20条 企画課(関東補給処の企画室を除く。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 補給処の運営の企画に関する事。
 - (2) 補給処の組織、定員及び定数に関する事。
 - (3) 支処、電計課及び各部の調整に関する事（計画課の所掌に属するものを除く。）。
 - (4) 補給等システムの運用計画に関する事。
- 2 関東補給処の企画課は、前項各号（第3号を除く。）に掲げるもののほか、支処、出張所、システム技術課及び各部の調整に関する事務をつかさどる（計画課の所掌に属するものを除く。）。

（計画課）

第21条 計画課（関東補給処の計画課を除く。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部内の事務の総括及び庶務に関する事。
 - (2) 装備品等の調達、保管、補給及び整備（以下「補給等」という。）に関する計画及びその実施の総括に関する事。
 - (3) 各部の行う装備品等の補給等に関する事務の調整に関する事。
- 2 関東補給処の計画課は、前項各号（第3号を除く。）に掲げるもののほか、支処、システム技術課及び各部の行う装備等の補給等に関する事務の調整に関する事務をつかさどる。

（業務指示課）

第22条 業務指示課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 装備品等の在庫統制及び需給統制の基準に関する事。
- (2) 装備品等の整備の指示に関する事。
- (3) 支処、システム技術課及び各部の行う装備品等の技術的な事項に関する事務の調整及び指示に関する事。

（武器課）

第23条 武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 火器及び車両のうち部隊又は機関に補給する物品の在庫統制及び需給統制に関する事。
- (2) 火器及び車両の整備の計画に関する事。
- (3) 火器及び車両の調達に係る仕様書等の作成に関する事。
- (4) 火器及び車両の技術検査の計画に関する事。
- (5) 計測器の校正の計画に関する事。
- (6) 自動車番号に関する事務及び車両の保安検査の計画に関する事（施設課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 弾道技術検査の計画に関する事（東北補給処及び関西補給処を除く。）。

（通信電子課）

第24条 通信電子課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 通信電子器材のうち部隊又は機関に補給する物品の在庫統制及び需給統制に関する事。
- (2) 通信電子器材の整備の計画に関する事。
- (3) 通信電子器材の調達に係る仕様書等の作成に関する事。
- (4) 通信電子器材の技術検査の計画に関する事。

(5) 計測器の校正の計画に関する事。

(需品課)

第25条 需品課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 出版物及び需品（落下傘類及び燃料を除く。以下、この条及び第72条において同じ。）のうち部隊又は機関に補給する物品並びに燃料の在庫統制及び需給統制に関する事。
- (2) 需品の整備の計画に関する事。
- (3) 需品の調達に係る仕様書等の作成に関する事。
- (4) 需品の技術検査の計画に関する事。

(施設課)

第26条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設器材のうち部隊又は機関に補給する物品の在庫統制及び需給統制に関する事。
- (2) 施設器材の整備の計画に関する事。
- (3) 施設器材の調達に係る仕様書等の作成に関する事。
- (4) 施設器材の技術検査の計画に関する事。
- (5) 施設車両の自動車番号に関する事務及び保安検査の計画に関する事。

(弾薬課)

第27条 弾薬課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 弾薬及びこれの管理に必要な物品（以下「弾薬等」という。）の在庫統制及び需給統制に関する事。
- (2) 弾薬等の整備の計画に関する事。
- (3) 弾薬等及び弾薬施設に関する技術的な計画、指導及び検査に関する事。
- (4) 弾薬等の処分に関する事。

(化学課)

第28条 化学課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 化学器材及び化学火工品（以下「化学器材等」という。）のうち部隊又は機関に補給する物品（以下「化学補給品」という。）の在庫統制及び需給統制に関する事。
- (2) 化学器材等の整備の計画に関する事。
- (3) 化学器材等の調達に係る仕様書等の作成に関する事。
- (4) 化学器材等の技術検査の計画に関する事。
- (5) 化学火工品庫の検査の計画に関する事。
- (6) 水質及びばい煙の測定 of 計画に関する事。

(衛生課)

第29条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 衛生器材のうち部隊又は機関に補給する物品の在庫統制及び需給統制に関する事。
- (2) 衛生器材の整備の計画に関する事。
- (3) 衛生器材の調達に係る仕様書等の作成に関する事。

(4) 衛生器材の技術検査の計画に関すること。

(火器車両部の分課)

第30条 火器車両部に、次の5課及び4工場を置く。

補給整備課

保管第1課

保管第2課

分類課

火器工場

車両工場

原動機工場

工作工場

技術課

(補給整備課)

第31条 補給整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 部内の事務の総括及び庶務に関すること。

(2) 火器(誘導武器部の所掌に属するものを除く。以下、この条、第37条、第38条及び第42条において同じ。)のうち部隊又は機関に補給する物品(以下「火器補給品」という。)及び車両のうち部隊又は機関に補給する物品(以下「車両補給品」という。)の在庫統制及び需給統制に関すること(装備計画部の所掌に属するものを除く。)

(3) 火器及び車両の整備の計画に関すること。

(4) 工場の運営に関すること。

(5) 工場において整備又は工作に使用する資材(部品を含む。)に関すること。

(保管第1課)

第32条 保管第1課は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) 火器補給品の受領、発送、保管及び出納に関すること。

(2) 火器補給品の保管倉庫(野外集積所を含む。)の運営に関すること。

(保管第2課)

第33条 保管第2課は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) 車両補給品の受領、発送、保管及び出納に関すること。

(2) 火器補給品及び車両補給品の補修及び組替に関すること。

(3) 車両補給品の保管倉庫(野外集積所を含む。)の運営に関すること。

(4) 荷役機械類の管理運用に関すること。

(分類課)

第34条 分類課は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) 火器及び車両の回収、分類及び処分に関すること。

(2) 分類倉庫(野外集積所を含む。)の運営に関すること。

(火器工場)

第35条 火器工場は、火器の整備作業に関する業務をつかさどる。

(車両工場)

第36条 車両工場は、車両（原動機工場の所掌に属するものを除く。）の整備作業に関する業務をつかさどる。

（原動機工場）

第37条 原動機工場は、原動機（附属品を含む。）及び電装部品の整備作業に関する業務をつかさどる。

（工作工場）

第38条 工作工場は、次に掲げる業務をつかさどる。

- （1）鍛造、溶接、機械工作及び塗装木工等の作業に関すること。
- （2）教材の製作及び整備作業に関すること。

（技術課）

第39条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）火器及び車両の調達に係る仕様書等の作成に関すること。
- （2）火器及び車両の受領及び調達した物品並びに修理品の検査に関すること。
- （3）火器及び車両の技術検査の計画及び実施に関すること。
- （4）製品及び素材の材質試験に関すること。
- （5）計測器の校正の計画及び実施に関すること。
- （6）自動車番号に関する事務及び車両の保安検査に関すること（関東補給処古河支処の所掌に属するものを除く。）。
- （7）弾道技術検査の計画及び実施に関すること。

（誘導武器部の分課）

第40条 誘導武器部に、次の3課及び1工場を置く。

補給整備課

保管分類課

整備工場

技術課

（補給整備課）

第41条 補給整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）部内の事務の総括及び庶務に関すること。
- （2）誘導武器のうち部隊又は機関に補給する物品（以下「誘導武器補給品」という。）の在庫統制及び需給統制に関すること（装備計画部の所掌に属するものを除く。）。
- （3）誘導武器の整備の計画に関すること。
- （4）工場の運営に関すること。
- （5）工場において整備に使用する資材（部品を含む。）に関すること。

（保管分類課）

第42条 保管分類課は、次に掲げる業務をつかさどる。

- （1）誘導武器補給品の受領、発送、保管及び出納に関すること。
- （2）誘導武器の回収、分類及び処分に関すること。
- （3）倉庫（野外集積所を含む。）の運営に関すること。
- （4）誘導武器補給品の補修及び組替に関すること。
- （5）荷役機械類の管理運用に関すること。

(整備工場)

第43条 整備工場は、誘導武器の整備作業に関する業務をつかさどる。

(技術課)

第44条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 誘導武器の調達に係る仕様書等の作成に関すること。
- (2) 誘導武器の受領及び調達した物品並びに修理品の検査に関すること。
- (3) 誘導武器の技術検査の計画及び実施に関すること。
- (4) 計測器の校正の計画及び実施に関すること。

(化学部の分課)

第45条 化学部に、補給整備課及び整備工場を置く。

(補給整備課)

第46条 補給整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部内の事務の総括及び庶務に関すること。
- (2) 化学補給品の在庫統制及び需給統制に関すること（装備計画部の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 化学補給品の受領、発送、保管及び出納に関すること。
- (4) 化学器材等の回収、分類及び処分並びに整備の計画に関すること。
- (5) 工場の運営に関すること。
- (6) 工場において整備に使用する資材（部品を含む。）に関すること。
- (7) 倉庫（野外集積所を含む。）の運営に関すること。
- (8) 化学器材等の調達に係る仕様書等の作成に関すること。
- (9) 化学器材等の受領及び調達した物品並びに修理品の検査に関すること。
- (10) 化学器材等の技術検査の計画及び実施に関すること。
- (11) 化学火工品庫の検査の計画及び実施に関すること。
- (12) 水質及びばい煙の測定の計画及び実施に関すること。
- (13) 荷役機械類の管理運用に関すること。

(整備工場)

第47条 整備工場は、化学器材等の整備作業に関する業務をつかさどる。

(航空部の分課)

第48条 航空部に、次の3課及び1工場を置く。

補給整備課

保管分類課

整備工場

技術課

(補給整備課)

第49条 補給整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部内の事務の総括及び庶務に関すること。
- (2) 航空機及び航空機用機器（以下「航空機等」という。）の整備の計画に関すること。
- (3) 工場の運営に関すること。

(4) 工場において整備に使用する資材（部品を含む。）に関すること。

(保管分類課)

第50条 保管分類課は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 航空機等のうち部隊又は機関に補給する物品（以下「航空補給品」という。）の受領、発送、保管及び出納に関すること。
- (2) 航空機等の回収、分類及び処分に関すること。
- (3) 倉庫（野外集積所を含む。）の運営に関すること。
- (4) 航空補給品の補修及び組替に関すること。
- (5) 荷役機械類の管理運用に関すること。

(整備工場)

第51条 整備工場は、航空機等の整備作業に関する業務をつかさどる。

(技術課)

第52条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 航空機等の調達に係る仕様書等の作成に関すること。
- (2) 航空機等の受領及び調達した物品並びに修理品の検査に関すること。
- (3) 航空機の試験飛行に関すること。
- (4) 航空機用滑油の分析に関すること。

(通信電子部の分課)

第53条 通信電子部に、次の3課及び3工場を置く。

補給整備課

保管分類課

通信機工場

電子機器工場

工作工場

技術課

(補給整備課)

第54条 補給整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部内の事務の総括及び庶務に関すること。
- (2) 通信電子器材（通信電子器材に係るプログラムを含む。以下この条、次条及び第62条において同じ。）のうち部隊又は機関に補給する物品（以下「通信電子補給品」という。）の在庫統制及び需給統制に関すること（装備計画部の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 通信電子器材の整備の計画に関すること。
- (4) 工場の運営に関すること。
- (5) 工場において整備又は工作に使用する資材（部品を含む。）に関すること。

(保管分類課)

第55条 保管分類課は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 通信電子補給品の受領、発送、保管及び出納に関すること。
- (2) 通信電子器材の回収品の回収、分類及び処分に関すること。
- (3) 倉庫（野外集積所を含む。）の運営に関すること。

(4) 通信電子補給品の補修及び組替に関すること。

(5) 荷役機械類の管理運用に関すること。

(通信機工場)

第56条 通信機工場は、無線通信機、有線通信機及び特殊通信機器の整備作業（電子機器工場及び工作工場の所掌に属するものを除く。）に関する業務をつかさどる。

(電子機器工場)

第57条 電子機器工場は、電子機器の整備作業（工作工場の所掌に属するものを除く。）に関する業務をつかさどる。

(工作工場)

第58条 工作工場は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) 鍛造、溶接、機械工作及び塗装等の作業に関すること。

(2) 通信電源機器及び機械器具の整備作業に関すること。

(技術課)

第59条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 通信電子器材の調達に係る仕様書等の作成に関すること。

(2) 通信電子器材の受領及び調達した物品並びに修理品の検査に関すること。

(3) 通信電子器材の技術検査の計画及び実施に関すること。

(4) 計測器の校正の計画及び実施に関すること。

(補給部の分課)

第60条 北海道補給処、東北補給処及び九州補給処の補給部に、次の3課を置く。

管理課

保管課

回収課

2 関西補給処の補給部に、次の4課を置く。

管理課

保管課

回収課

燃料課

(管理課)

第61条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 部内の事務の総括及び庶務に関すること。

(2) 受領及び調達した物品の検査に関すること。

(3) 倉庫（野外集積所を含む。）の運営に関すること（装備計画部及び整備部の所掌に属するものを除く。）。

(保管課)

第62条 保管課は、装備品等のうち部隊又は機関に補給する物品の受領、発送、保管及び出納に関する事務をつかさどる。

(回収課)

第63条 回収課は、装備品等の回収、分類及び処分に関する事務をつかさどる。

(燃料課)

第64条 燃料課は、燃料の出納、保管、補給及び整備に関する事務をつかさどる。
(整備部の分課)

第65条 北海道補給処及び九州補給処の整備部に、次の7課を置く。

管理課
武器課
通信電子課
需品課
化学課
衛生課
工作課

2 東北補給処の整備部に、次の8課を置く。

管理課
武器課
通信電子課
需品課
施設課
化学課
衛生課
工作課

3 関西補給処の整備部に、次の5課を置く。

管理課
通信電子課
需品課
化学課
衛生課
(管理課)

第66条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部内の事務の総括及び庶務に関すること。
- (2) 工場の運営に関すること。

(武器課)

第67条 武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 火器及び車両の整備作業に関すること。
- (2) 火器及び車両の修理品の検査に関すること。
- (3) 火器及び車両の技術検査の実施に関すること。
- (4) 計測器の校正の実施に関すること。
- (5) 自動車番号に関する事務及び車両の保安検査の実施に関すること（施設課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 弾道技術検査の実施に関すること（東北補給処を除く。）。

(通信電子課)

第68条 通信電子課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 通信電子器材の整備作業に関する事。
- (2) 通信電子器材の修理品の検査に関する事。
- (3) 通信電子器材の技術検査の実施に関する事。
- (4) 計測器の校正の実施に関する事。

(需品課)

第69条 需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 需品の整備作業に関する事。
- (2) 需品の修理品の検査に関する事。
- (3) 需品の技術検査の実施に関する事。

(施設課)

第70条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 施設器材の整備作業に関する事。
- (2) 施設器材の修理品の検査に関する事。
- (3) 施設器材の技術検査の実施に関する事。
- (4) 施設車両の自動車番号に関する事務及び保安検査の実施に関する事。

(化学課)

第71条 化学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 化学器材等の整備作業に関する事。
- (2) 化学器材等の修理品の検査に関する事。
- (3) 化学器材等の技術検査の実施に関する事。
- (4) 化学火工品庫の検査の実施に関する事。
- (5) 水質及びばい煙の測定の実施に関する事。

(衛生課)

第72条 衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 衛生器材の整備作業に関する事。
- (2) 衛生器材の修理品の検査に関する事。
- (3) 衛生器材の技術検査の実施に関する事。

(工作課)

第73条 工作課は、鍛造、溶接、機械工作、塗装木工等の作業に関する事務をつかさどる。

(室長、部長、課長及び工場長)

第74条 室に室長、部に部長、課に課長、工場に工場長を置く。

- 2 室長は、処長の命を受け、室務を掌理する。
- 3 部長は、処長の命を受け、部務を掌理する。
- 4 課長は、部長（システム技術課長及び電計課長にあつては、処長）の命を受け、課務を掌理する。
- 5 工場長は、部長の命を受け、工場の業務を掌理する。

(支処及び出張所)

第75条 補給処に、支処及び出張所を置く。

- 2 支処及び出張所の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 所 掌 事 務 |
|---|-----------------|---|
| 陸上自衛隊北海道補給処 苗穂支処（以下「苗穂支 処」という。） | 札 幌 市 | 北海道補給処の所掌事務のうち、施 設器材の出納、保管、補給、整備及 び技術検査の実施並びに施設車両の 自動車番号に関する事務及び保安検 査の実施に関すること。 |
| 陸上自衛隊北海道補給処 近文台弾薬支処（以下「近 文台弾薬支処」という。） | 旭 川 市 | 北海道補給処の所掌事務のうち、弾 薬等の出納、保管、補給、整備及び 検査並びに化学火工品の出納及び保 管に関すること。 |
| 陸上自衛隊北海道補給処 日高弾薬支処（以下「日 高弾薬支処」という。） | 北海道沙流郡 日高町 | 北海道補給処の所掌事務のうち、弾 薬等の出納、保管、補給、整備及び 検査に関すること。 |
| 陸上自衛隊北海道補給処 安平弾薬支処（以下「安 平弾薬支処」という。） | 北海道勇払郡 安平町 | 北海道補給処の所掌事務のうち、弾 薬等の出納、保管、補給、整備及び 検査並びに化学火工品の出納及び保 管に関すること。 |
| 陸上自衛隊北海道補給処 白老弾薬支処（以下「白 老弾薬支処」という。） | 北海道白老郡 白老町 | 北海道補給処の所掌事務のうち、弾 薬等の出納、保管、補給、整備及び 検査に関すること。 |
| 陸上自衛隊北海道補給処 多田弾薬支処（以下「多 田弾薬支処」という。） | 北海道空知郡 上富良野町 | |
| 陸上自衛隊北海道補給処 沼田弾薬支処（以下「沼 田弾薬支処」という。） | 北海道雨竜郡 沼田町 | |
| 陸上自衛隊北海道補給処 足寄弾薬支処（以下「足 寄弾薬支処」という。） | 北海道足寄郡 足寄町 | 北海道補給処の所掌事務のうち、弾 薬等の出納、保管、補給、整備及び 検査並びに化学火工品の出納及び保 管に関すること。 |

| | | |
|---|---------------|--|
| 陸上自衛隊北海道補給処 近文台燃料支処（以下「近 文台燃料支処」という。） | 旭 川 市 | 北海道補給処の所掌事務のうち、燃 料の出納、保管、補給及び整備に関 すること。 |
| 陸上自衛隊北海道補給処 早来燃料支処（以下「早 来燃料支処」という。） | 北海道勇払郡 安平町 | |
| 陸上自衛隊東北補給処船 岡弾薬支処（以下「船岡 弾薬支処」という。） | 宮城県柴田郡 柴田町 | 東北補給処の所掌事務のうち、弾薬 等の出納、保管、補給、整備及び検 査並びに化学火工品の出納及び保管 に関すること。 |
| 陸上自衛隊東北補給処反 町弾薬支処（以下「反町 弾薬支処」という。） | 宮城県宮城郡 松島町 | 東北補給処の所掌事務のうち、弾薬 等の出納、保管、補給、整備及び検 査に関すること。 |
| 陸上自衛隊東北補給処多 賀城燃料支処（以下「多 賀城燃料支処」という。） | 多 賀 城 市 | 東北補給処の所掌事務のうち、燃料 の出納、保管、補給及び整備に関す ること。 |
| 陸上自衛隊関東補給処松 戸支処（以下「松戸支処」 という。） | 松 戸 市 | 関東補給処の所掌事務のうち、需品 の調達、整備及び技術検査（関東補 給処装備計画部の所掌に属するもの を除く。）、需品の出納、保管及び補 給並びにこれらに関する調査研究に 関すること。 |
| 陸上自衛隊関東補給処古 河支処（以下「古河支処」 という。） | 古 河 市 | 関東補給処の所掌事務のうち、施設 器材の調達、整備及び技術検査（関 東補給処装備計画部の所掌に属する ものを除く。）、施設器材の出納、保 管及び補給並びにこれらに関する調 査研究並びに施設車両の自動車番号 に関する事務及び保安検査に関する こと。 |
| 陸上自衛隊関東補給処用 賀支処（以下「用賀支処」 という。） | 東京都世田谷 | 関東補給処の所掌事務のうち、衛生 器材の調達、整備及び技術検査（関 東補給処装備計画部の所掌に属する |

| | | |
|------------------------------------|-----------|---|
| | 区 | ものを除く。)、衛生器材の出納、保管、補給、試験及び製剤並びにこれらに関する調査研究に関すること。 |
| 陸上自衛隊関東補給処吉井弾薬支処（以下「吉井弾薬支処」という。） | 高崎市 | <p>関東補給処の所掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。</p> <p>(1) 弾薬等の調達、整備、検査（誘導弾の調達に際して北関東地方防衛局が行う検査の支援を含む。）並びに技術的な計画及び指導（関東補給処装備計画部の所掌に属するものを除く。）</p> <p>(2) 弾薬等の出納、保管、補給及び処分</p> <p>(3) 弾薬施設に関する技術的な計画、指導及び検査（関東補給処装備計画部の所掌に属するものを除く。）</p> <p>(4) 化学火工品の出納及び保管</p> |
| 陸上自衛隊関東補給処朝日燃料支処（以下「朝日燃料支処」という。） | 茨城県稲敷郡阿見町 | 関東補給処の所掌事務のうち、燃料の出納、保管、補給及び整備に関すること。 |
| 陸上自衛隊関西補給処桂支処（以下「桂支処」という。） | 京都市 | 関西補給処の所掌事務のうち、火器、車両及び建設器材の出納、保管、補給、整備、及び技術検査の実施、自動車番号に関する事務及び車両の保安検査の実施に関すること。 |
| 陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支処（以下「祝園弾薬支処」という。） | 京都府相楽郡精華町 | 関西補給処の所掌事務のうち、弾薬等の出納、保管、補給、整備及び検査に関すること。 |
| 陸上自衛隊関西補給処三軒屋弾薬支処（以下「三軒屋弾薬支処」という。） | 岡山市 | |
| 陸上自衛隊九州補給処健軍支処（以下「健軍支処」という。） | | 九州補給処の所掌事務のうち、施設器材の出納、保管、補給、整備、技 |

| | | |
|----------------------------------|---------------|---|
| という。) | 熊 本 市 | 術検査の実施、施設車両の自動車番号に関する事務、保安検査の実施並びに一部の火器及び車両の保管に関すること。 |
| 陸上自衛隊九州補給処富野弾薬支処（以下「富野弾薬支処」という。） | 北 九 州 市 | 九州補給処の所掌事務のうち、弾薬等の出納、保管、補給、整備及び検査に関すること。 |
| 陸上自衛隊九州補給処大分弾薬支処（以下「大分弾薬支処」という。） | 大 分 市 | 九州補給処の所掌事務のうち、弾薬等の出納、保管、補給、整備及び検査並びに化学火工品の出納及び保管に関すること。 |
| 陸上自衛隊九州補給処鳥栖燃料支処（以下「鳥栖燃料支処」という。） | 鳥 栖 市 | 九州補給処の所掌事務のうち、燃料の出納、保管、補給及び整備に関すること。 |
| 陸上自衛隊関東補給処富士弾薬出張所 | 静岡県駿東郡 小山町 | 関東補給処の所掌事務のうち、弾薬等の出納、保管、補給、整備及び検査に関すること。 |
| 陸上自衛隊関東補給処富士燃料出張所 | 御 殿 場 市 | 関東補給処の所掌事務のうち、燃料の出納、保管、補給及び整備に関すること。 |

（松戸支処の内部組織）

第76条 松戸支処に、次の3部を置く。

総務部
需品部
落下傘部

2 総務部に、次の3課を置く。

総務課
輸送課
会計課

3 需品部に、次の3課及び2工場を置く。

補給整備課
保管分類課
器材工場
被服キャンバス工場

技術課

- 4 落下傘部に、補給整備課及び整備工場を置く。
(古河支処の内部組織)

第77条 古河支処に、次の2部を置く。

総務部

施設部

- 2 総務部に、次の3課を置く。

総務課

輸送課

会計課

- 3 施設部に、次の3課及び2工場を置く。

補給整備課

保管分類課

整備工場

工作工場

技術課

(用賀支処の内部組織)

第78条 用賀支処に、次の2部を置く。

総務部

衛生部

- 2 総務部に、次の4課を置く。

総務課

管理課

輸送課

会計課

- 3 衛生部に、次の3課及び2工場を置く。

補給整備課

保管分類課

器材工場

薬品工場

技術課

(桂支処の内部組織)

第79条 桂支処に、次の3部を置く。

総務部

補給部

整備部

- 2 総務部に、次の5課を置く。

総務課

警備課

管理課

会計課

衛生課

3 補給部に、次の3課を置く。

管理課

保管課

回収課

4 整備部に次の4課を置く。

管理課

武器課

施設課

工作課

(苗穂支処及び健軍支処の内部組織)

第80条 苗穂支処及び健軍支処に、次の4課を置く。

総務課

会計課

補給課

整備課

(安平弾薬支処、白老弾薬支処及び三軒屋弾薬支処の内部組織)

第81条 安平弾薬支処、白老弾薬支処及び三軒屋弾薬支処に、次の5科を置く。

総務科

会計科

衛生科

補給科

技術科

(日高弾薬支処、沼田弾薬支処及び足寄弾薬支処の内部組織)

第82条 日高弾薬支処、沼田弾薬支処及び足寄弾薬支処に、次の4科を置く。

総務科

会計科

補給科

技術科

(吉井弾薬支処の内部組織)

第83条 吉井弾薬支処に、次の4科を置く。

総務科

補給科

技術科

誘導弾薬科

(近文台弾薬支処、多田弾薬支処、船岡弾薬支処、反町弾薬支処、祝園弾薬支処、富野弾薬支処及び大分弾薬支処の内部組織)

第84条 近文台弾薬支処、多田弾薬支処、船岡弾薬支処、反町弾薬支処、祝園弾薬支処、富野弾薬支処及び大分弾薬支処に、次の3科を置く。

総務科
補給科
技術科

(近文台燃料支処、早来燃料支処、多賀城燃料支処、朝日燃料支処及び鳥栖燃料支処の内部組織)

第85条 近文台燃料支処、早来燃料支処、多賀城燃料支処、朝日燃料支処及び鳥栖燃料支処に、次の3科を置く。

総務科
補給科
整備科

(室長、部長、課長、科長及び工場長)

第86条 室に室長、部に部長、課に課長、科に科長、工場に工場長を置く。

- (1) 室長は、支処長の命を受け、室務を掌理する。
- (2) 部長は、支処長の命を受け、部務を掌理する。
- (3) 課長は、支処長(部の課長にあっては、部長)の命を受け、課務を掌理する。
- (4) 科長は、支処長の命を受け、科務を掌理する。
- (5) 工場長は、部長の命を受け、工場の業務を掌理する。

(支処の分課の所掌事務)

第87条 支処の室、課、科及び工場の所掌事務及び支援担当区分は、陸上幕僚長が定める。

(委任規定)

第88条 この訓令に定めるもののほか、補給処の内部組織に関し必要な事項は、処長が定める。

附 則

この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日陸上自衛隊訓令第12号)

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日陸上自衛隊訓令第35号)

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日陸上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日陸上自衛隊訓令第14号)

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則 (平成17年8月17日陸上自衛隊訓令第24号)

この訓令は、平成17年9月12日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日陸上自衛隊訓令第8号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日防衛庁訓令第83号)(抄)

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日防衛庁訓令第1号)(抄)

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日防衛省訓令第145号）（抄）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号）（抄）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月27日陸上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月2日防衛省訓令第6号）

この訓令は、平成30年3月27日から施行する